

耕作放棄地等の再生利用

草刈機等の貸出のしおり



島根県農業再生協議会

〔 耕作放棄地解消実証機械管理者
水土里ネット島根 〕

目 次

草刈機等貸出しの要件	1
貸出手続きの流れ	2
保有状況	3
使用条件	4
貸出しQ&A	10
借受申請書様式	11
貸付通知書様式	12
損傷（亡失）報告書様式	13
返却時確認書様式	14

草刈機等貸出しの要件

1. 県内の耕作放棄地の再生・利用推進を支援する観点から耕作放棄地再生及び発生防止のために、耕作放棄地周辺の農地整備のための機械を貸出します。

※ 返却時に使用状況の報告を願います。

2. 貸出しを受けられるのは耕作放棄地再生に取り組む団体です。

(1) 市町村毎に設立される耕作放棄地再生推進協議会

(2) 市町村

(3) 土地改良区

(4) 耕作放棄地再生及び耕作放棄地発生防止に取り組む組織

3. 貸出しを受けるときは申請書(別記様式1号)を提出してください。

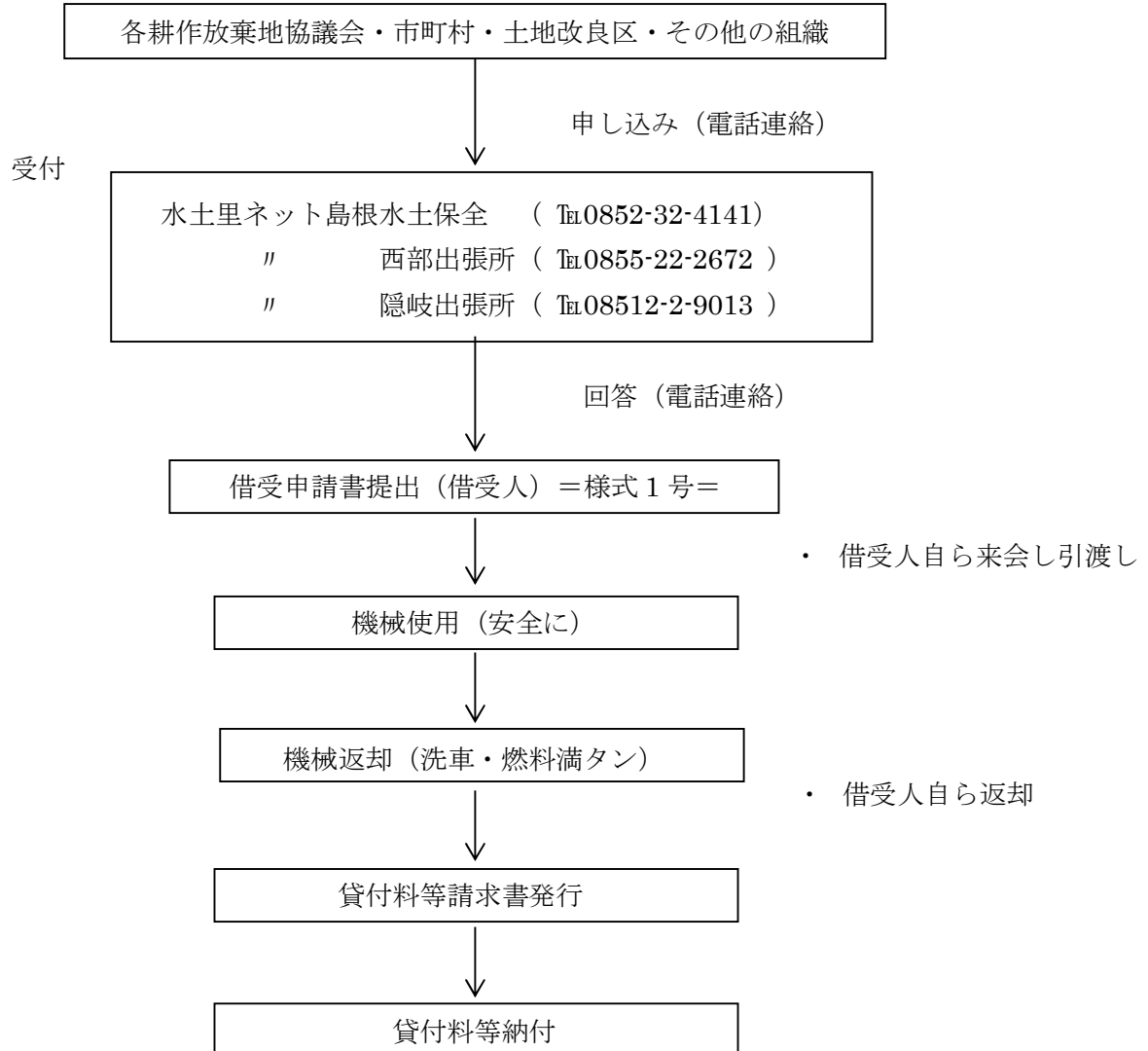
4. 貸付料は機種毎に定めております。

尚、消耗品以外の損傷は利用者負担となります。使用に当っては、必ず取扱説明書及び注意事項をお読み頂き、安全に使用してください。

5. 返却の際、必ず清掃し燃料を満タンの状態でお返してください。双方が損傷等の有無について確認し合います。

貸出し手続きの流れ

借受人



保有状況

機 種	仕 様 等	特 徴 等	貸 出 料	保管場所
乗用大型草刈機 ゼノアハンマナイフモア ZHM1550	全長 3050ミ 全幅 1760ミ 重量 1600kg 刈幅 1525ミ ゴムクローラ式	操作は一本のレバーで前進、後進、左右折、刈取部上下が出来、短時間で運転操作に慣れます。刈取専用機ですので、作業能力は非常に高いですが、事前に草木以外のもの（粗大ゴミ、コンクリート構造物）がないか調べておくことが必須条件です。	8,000円/日	みどりネット島根本部
自走式雑草刈機 オーレックHRC664 (ハンマーナイフローター)	全長 1670ミ 全幅 810ミ 重量 200kg 刈幅 650ミ 後輪ゴムクローラ式	耕運機並みの使い易さであり、休耕田や狭い場所の雑草を効率良く、短く粉碎できます。軽トラックにも簡単に組み込みが出来、高齢者の方にも使い易い草刈機です。	3,000円/日	みどりネット島根本部

尚、機械貸出しの際の運搬は貸し受け者が行っていただきます。

使用条件

共通事項

- ・機械の使用前に必ず取扱説明書を読み操作手順等を理解してから使用してください。
- ・機械使用前に草刈を行う農地状況や粗大ゴミ等の障害物がないか現地の把握、確認をしてください。
- ・体調の悪いとき、薬（眠気を催すもの）を飲んだ時や酒気を帯びているときは、機械の運転はしないでください。
- ・運転は日中の明るいときに行ってください。
- ・運転中または点検・整備中に、機械の異常（音・振動・におい・計器の狂い・煙・油漏れおよび警報装置やモニターでの異常表示など）に気が付いたら機械の使用をやめて県土連に連絡してください。
- ・刈刃に異物等がからみ、取り除く時は必ず機械を停止させてエンジンを止め、キーのあるものはキーを抜いて機械が停止したことを確認してから作業してください。
- ・安全のためのカバー類や標準に装備されている部品を外して使用しないでください。
- ・服装は作業の支障にならないよう、だぶつく服、装飾品は着用しないでください。ヘルメット・保護メガネ・安全靴・マスク・手袋・防音具、保護具等を必要に応じて着用してください。
- ・走行中・作業中は携帯電話などを使用しないでください。
- ・電気系統に水が入ると作動不良を起こし、誤動作の原因となり危険です。電気系統（各種センサ・コネクタ類）の水洗いやスチーム洗浄はしないでください。
- ・事故防止のため作業中は作業機械の周囲に人や動物、車両等がないことを確認し、作業を行ってください。
- ・燃料の補給は作業機械が高温のときは避け、こぼさないように補給してください。
- ・燃料を洗浄剤として使用しないでください。
- ・燃料を扱うときは裸照明やタバコ等の火気は絶対に近づけないでください。

○乗用大型草刈機

ゼノアハンマタイモア ZHM1550



- ・本機の燃料は軽油を使用しています。残量が少ないと傾斜地でエンジンが止まる場合がありますので早めに補給してください。
- ・エンジン始動時は、駐車ブレーキレバーが「ロック」の位置で行ってください。
- ・走行操作は、必ずステップに乗ってハンドルをしっかり握り、身体を確実に支持してください。
- ・実作業に入る前に、必ず安全スイッチのヒモを腕か体にしっかり巻きつけてください。
- ・作業時以外は、必ず刈刃クラッチレバーを「切」にしてください。
- ・刈り高さは0～300mmの範囲で行ってください。
- ・30°以上の傾斜地では、転倒の恐れがありますので走行しないでください。
- ・傾斜地での垂直後進は行わないでください。平坦地に移る際にステップが地面に接触し危険です。
- ・刈刃クラッチレバーをいきなり「入」にするとエンジンが止まる恐れがありますので途中で止め、刈刃軸が十分に回転してからレバーを完全にさげてください。
- ・取り入れダクト・フィルタユニット等の空気取り入れ口は清掃し目詰まりによるオーバーヒートに注意してください。オーバーヒートしたらエンジンをローアイドルリングにして十分冷やしてから停止してください。1度オーバーヒートすると水温が低下するまで作業できませんので常に水温計で注意してください。
エンジンがオーバーヒートするとエンジン水温警告ランプが点灯し警報ブザーが鳴ります。作業時30分程度毎にエンジンを停止し、ゴミ等を取り除いてください。
- ・トップカバーを開けるときは、エンジンが停止していることを確認してください。
- ・取り入れダクト・フィルタユニット等の目詰まり、点検をする際はエンジン、ラジエータやオイルクーラ周辺の高温部があり危険ですので注意してください。
- ・機械から離れるときは、必ず作業機を接地させ、操作レバーを中立にし、駐車ブレーキレバーをロックにしてエンジンを停止してください。
- ・この車両は油圧モータ直結駆動方式のため、牽引はできません。
- ・万一の火災に備え、消火器の使用方法を確認してください。
- ・機械の積み込み・積み降ろしは、エンジン回転をスローにし、低速走行で慎重に操作してください。
- ・車両の積み込み作業は、平坦で路盤の固いところを選んでください。
- ・積み込みの道板（ブリッジ等）は十分に強度があるものを使用し、積み込み後は車両が動かないように角材をかませワイヤロープ等で荷台に確実に固定してください。

○自走式雑草刈機
オーレック HRC664



- ・ 本機の燃料はガソリンを使用しております。
- ・ 燃料を補給するときはエンジンを停止させ、エンジンやマフラーが冷えた後、燃料タンクの油面上限以下にしてこぼさないように注意し、こぼれた場合はきれいにふき取ってください。
- ・ 25°以上の勾配での傾斜地作業は危険です。安全作業のため、25°未満でご使用ください。
- ・ 車両の積み降ろしは平坦で安全な場所を選び、トラックが動きださないようにエンジンをとめ輪止めを行ってください。
- ・ 積み込みの道板（ブリッジ等）は十分に強度があるものを使用し、エンジン回転を下げ変速レバーは積み込み前進「①」位置で、降ろすときは後退「R」位置でどちらもゆっくり行いその他の位置には絶対に入れないでください。
- ・ 刈り取り作業は安全のため余裕を持った運転を心掛け、急発進・急停止・急旋回はしないでください。
- ・ 刈取部より石などの異物が飛散し危険です。人や車、建物などからはなれ十分に注意してください。
- ・ 回転部は危険です。とくにナイフカバー内は危険ですので、身体を近付けないでください。
- ・ 冷却風の吸込口、シリンダ付近の草詰まりはエンジンの焼付きや火災の原因になりますのでこまめに清掃してください。
- ・ 石等、危険物の多い場所では事前に石等の異物は取り除き、障害物の位置を確認した後に作業を始め、安全のため通常より高刈りで作業してください。

貸出し Q & A

Q 1. 借受けは個人でも出来るのですか。

A 1. 耕作放棄地の再生・利用推進を支援する目的で導入された機械ですので、個人では借受けることは出来ません。各市町村の耕作放棄地協議会にご相談ください。

Q 2. 機械の使用はどこでも良いですか。

A 2. 県内の耕作放棄地の再生・利用推進を支援する観点から耕作放棄地再生及び発生防止のために、耕作放棄地周辺の農地整備のために使用してください。

Q 3. 貸出し期間はどの程度ですか。

A 3. 基本的に1回あたり1週間を目安としております。

Q 4. 返却時の清掃はどの程度すれば良いのですか。

A 4. 刈取り部の泥落とし、水洗いは必ずお願いします。
損傷等の有無をお互い確認するため必要ですのでお願いします。

Q 5. 消耗品はどのようにすると良いですか。

A 5. オイル等の消耗品は貸付者（島根県農地再生協議会）の負担としますが、燃料は必ず満タンにして返却してください。

Q 6. 機械の損傷等はどうなりますか。

A 6. 適正な使用方法により故障した場合は貸付者（島根県農地再生協議会）の負担とします。ただし、故意または過失による故障や亡失した場合の経費は、使用者の全額負担となります。

Q 7. 使用者等が負傷した場合はどうなりますか。

A 7. 使用者本人において、事故等不測の事態が生じた時はただちに貸付者に連絡してください。

ただし、怪我をした場合や第三者の身体や財産に損害を与えた場合、貸付者（島根県農業再生協議会）は、その責めを負いません。

Q 8. 使用料は毎年同じ金額ですか。

A 8. 使用状況に応じて毎年改訂いたします。